

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 企業会計の基準の特例（第九十三条・第九十四条）</p> <p>附則</p> <p>（適用の一般原則）</p> <p>第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定のうち同条第四項において準用する場合及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、四半期連結財務諸表（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は第九十三条の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。））第九十三条に規定する指定国際会計基準を</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 雑則（第九十三条）</p> <p>附則</p> <p>（規則の適用）</p> <p>第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定のうち同条第四項において準用する場合及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書（以下「四半期連結財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第二条の規定の適用を受けるも</p>

いう。以下同じ。)により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。以下同じ。)の用語、様式及び作成方法は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)第二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 (略)

3 連結財務諸表規則第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

(適用の特例)

第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの(以下「特定会社」という。)が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。

一 連結財務諸表規則第一条の二第一号に掲げる要件を満たすこと

二 当四半期連結会計期間の属する連結会計年度の直前の連結会計

のを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 (略)

(新設)

(新設)

年度、当四半期連結会計期間の直前の中間連結会計期間（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。））  
第三条第二項に規定する期間をいう。）又は直前の四半期連結会計期間のいずれかの期間のうち、その末日が四半期連結決算日に最も近いものに係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）、中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期連結財務諸表を指定国際会計基準によって作成した会社であつて、連結財務諸表規則第一条の二第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

（定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十八 （略）

十九 自己株式 連結財務諸表規則第二条第十九号に規定する株式をいう。この場合において、同号中「連結財務諸表」とあるのは、「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。

二十～三十七 （略）

（定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十八 （略）

十九 自己株式 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第十九号に規定する株式をいう。この場合において、同号中「連結財務諸表」とあるのは、「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。

二十～三十七 （略）

(四半期連結財務諸表作成の一般原則)

第四条 法の規定により提出される四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならぬ。

一 四半期連結財務諸表は、原則として連結財務諸表の作成に当たって適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成されていること。

二 四 (略)

(一株当たり四半期純損益金額等の注記)

第七十八条 (略)

2 当四半期連結会計期間及び当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間に係る潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額(普通株式を取得することができる権利若しくは普通株式への転換請求権又はこれらに準ずる権利が付された証券又は契約(以下「潜在株式」という。))に係る権利の行使を仮定することにより算定した一株当たり四半期純利益金額をいう。以下この条において同じ。

～及び当該金額の算定上の基礎は、前項の記載の次に記載しなければならぬ。ただし、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額が一株当たり四半期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり四半期純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額の記載は要し

(四半期連結財務諸表作成の一般原則)

第四条 法の規定により提出される四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならぬ。

一 四半期連結財務諸表は、原則として連結財務諸表(連結財務諸表規則第一条第一項に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。)[の作成に当たって適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成されていること。

二 四 (略)

(一株当たり四半期純損益金額等の注記)

第七十八条 (略)

2 当四半期連結会計期間及び当該四半期連結会計期間に係る四半期連結累計期間における潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額(普通株式を取得することができる権利若しくは普通株式への転換請求権又はこれらに準ずる権利が付された証券又は契約(以下「潜在株式」という。))に係る権利の行使を仮定することにより算定した一株当たり四半期純利益金額をいう。以下この条において同じ。

～及び当該金額の算定上の基礎は、前項の記載の次に記載しなければならぬ。ただし、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額が一株当たり四半期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり四半期純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額の記載は要し

ないものとする。

3 当四半期連結会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間において潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額が一株当たり四半期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり四半期純損失金額の場合には、その旨を記載し、前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額の記載は要しないものとする。

一・二 (略)

4 四半期連結決算日後に株式併合又は株式分割が行われた場合には、重要な後発事象として次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当四半期連結会計期間において潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額が一株当たり四半期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり四半期純損失金額の場合には、その旨を記載し、当四半期連結会計期間及び当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間に係る潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額の記載は要しないものとする。

一・三 (略)

## 第六章 企業会計の基準の特例

(会計基準の特例)

ないものとする。

3 当四半期連結会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前連結会計年度において潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純損失金額の場合には、その旨を記載し、前連結会計年度に係る潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の記載は要しないものとする。

一・二 (略)

4 四半期連結決算日後に株式併合又は株式分割が行われた場合には、重要な後発事象として次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当四半期連結会計期間において潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額が一株当たり四半期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり四半期純損失金額の場合には、その旨を記載し、当四半期連結会計期間に係る潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額の記載は要しないものとする。

一・三 (略)

## 第六章 雑則

第九十三条 連結財務諸表規則第九十三条から第九十六条までの規定

第九十三条 特定会社が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、指定国際会計基準に従うことができる。

(会計基準の特例に関する注記)

第九十四条 指定国際会計基準によって作成した四半期連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 指定国際会計基準によって四半期連結財務諸表を作成している旨

二 特定会社に該当する旨及びその理由

#### 附則

(米国式四半期連結財務諸表の提出に係る経過措置)

第四条 平成十四年四月一日以後最初に開始する連結会計年度に係る米国式連結財務諸表を法の規定により提出している四半期連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成二十一年内閣府令第七十三号)第五条の規定による改正前の第九十三条の規定の適用を受けるものを除く。)の提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、平成二十七年十二月三十一日に終了する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間までの間、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。

2 前項の規定による四半期連結財務諸表は、日本語をもって記載し

は四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について準用する。この場合において「連結財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。

#### 附則

(米国式四半期連結財務諸表の提出に係る経過措置)

第四条 平成十四年四月一日以後最初に開始する連結会計年度に係る米国式連結財務諸表を法の規定により提出している四半期連結財務諸表提出会社(第九十三条の規定の適用を受けるものを除く。)の提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当分の間、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。

2 連結財務諸表規則第九十四条から第九十六条までの規定は、前項

なければならぬ。

3 第一項の規定による四半期連結財務諸表には、次に掲げる事項を追加して注記しなければならない。

一 当該四半期連結財務諸表が準拠している用語、様式及び作成方法

二 当該四半期連結財務諸表の作成状況及び米国証券取引委員会における登録状況

三 この規則（第六章を除く。）に準拠して作成する場合との主要な相違点

の場合に準用する。この場合において、連結財務諸表規則第九十五条及び第九十六条中「連結財務諸表」とあるのは、「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（新設）